



グローバルモビリティ～国内税務～

国外に保有する金融資産の申告等について

はじめに

近年、国税当局は国外に保有する資産に対する監視を強化しており、この10月2日には国外財産調書の不提出で初めて刑事告発が行われたとのマスコミ報道もあり、国税当局が国外財産調書の提出について実効性を担保するため、刑事告発などについても積極的に運用しようとする姿勢がうかがえます。

国外財産調書は、居住者が年末に国外に5000万円を超える価額の資産を保有する場合に、その明細の報告が義務付けられているもので、不提出や虚偽記載については、他の法定調書等の場合と同様に一年以下の懲役又は50万円以下の罰金が規定されています。

また、外国の税務当局との間で共通報告基準(CRS)に基づく国外に保有する金融口座の情報交換が2018年9月から開始されており、このような情報に基づいて国税当局は積極的に調査を実施しています。

国税庁は、2018年10月時点で、550,705件のCRSに基づく金融口座の情報を64カ国・地域から受領したと発表しており、この制度には100を超える国・地域が参加を表明しています。

このように、国外に保有する金融資産等の申告には、十分注意をする必要があります。また、国外財産調書の作成だけでなく、国外財産から生じる所得税の申告を行う際にも、国内の財産から生じる所得とは取扱いが異なる部分があり、こうした相違にも注意して申告を行う必要があります。

1. 国外財産調書

■ たとえ所得税の申告義務がなくても、国外財産調書の提出が必要な場合があります。

居住者(非永住者*1を除く)で、その年の12月31日において5,000万円を超える価額の国外財産(金融資産に限らない)を有する者はその財産の明細を記載した国外財産調書を翌年の3月15日までに提出することとされており、所得税の申告義務の有無に関わらず、要件に該当する場合には提出しなければなりません。

したがって、例えば所得がなく所得税の申告義務がない場合であっても、国外に5000万円を超える価額の不動産を保有している場合には、国外財産調書を提出する必要があります。

2. 国外金融資産に関する所得税の申告

(1) 預貯金の利子

■ 国外の金融機関に預けてある預貯金の利子は総合課税対象として申告が必要で、最高55.945%の累進課税で課税されます。

日本の金融機関に預け入れている預貯金の利子については、源泉徴収で課税関係が終了し申告の必要がありませんが、国外の金融機関に預け入れている預貯金の利子については、原則的に源泉徴収の対象外で確定申告において総合課税の対象として申告する必要があります*2。総合課税の対象となる場合には、最高55.945%(所得税45.945%、住民税10%)の累進税率で課税されます。

(2) 公社債の利子

■ 国外で発行される特定公社債以外の一般公社債の利子は総合課税の対象となるので留意が必要です。

国外で発行される外国債・外国地方債、公募公社債*3、上場公社債など特定公社債に該当するものの利子については、申告分離課税の対象となり20.315%(所得税15.315%、住民税5%)の税率で課税されることになります。

これ以外の一般公社債(私募債など)の利子については、国内で発行されるものは20.315%の源泉分離課税の対象になるのに対して、国外で発行されるものは総合課税の対象となるので、この点に留意する必要があります。

なお、国外発行の一般公社債であっても日本の証券口座を通じて利子の支払いが行われている場合には、20.315%の源泉分離課税で課税関係が完結することになります。

(3) 株式の配当

■ 外国の証券口座を通じて受取る外国法人株式配当は、外国市場に上場されている法人の株式配当であれば、申告分離課税の選択が可能です。

外国法人の株式の配当を外国の証券口座を通じて受取る場合に、その外国法人の株式が外国市場で上場されている場合には、日本の証券口座を通じて受け取る場合と同様、その配当は上場株式の配当として20.315%分離課税を選択することができ、未上場会社の配当については総合課税の対象となります。

(4) 公社債の償還・譲渡損益及び株式の譲渡損益

■ 外国の証券口座を通じて売却等を行った特定公社債と上場株式の譲渡損失は、一般株式と未上場株式の場合と同様に、その損失はなかったものとなります。

公社債の償還・売却損益及び株式の譲渡損益はいずれも20.315%で申告分離課税の対象となりますが、「特定公社債と上場株式」と「一般公社債と未上場株式」に区分して損益の通算を行います。

特定公社債と上場株式の譲渡損益等が損失だった場合、外国の証券口座を通じて売却などを行ったものについては、国内の証券会社を通じて売却した場合と異なり、配当所得との損益通算及びその損失の3年間の繰越しが行えず、一般株式と未上場株式の譲渡損と同様に、その損失はなかったものとなります。

(5) 投資信託の収益の分配及び償還・譲渡損益

■ 投資信託の収益の分配は公社債とその以外のもので所得区分が異なり、償還・譲渡損失の配当所得との損益通算や3年間の繰越しができません。

1 非永住者とは、日本国籍を有しない居住者で、過去10年以内に日本に住所・居所を有していた期間の合計が5年以下である者。

2 年末調整済みの給与のほか、利子所得を含むその他の所得が20万円未満であるなど申告義務がない場合には、申告義務自体が免除され、利子所得を申告する必要もなくなる。

3 公募債とは一般不特定多数(50人以上)の一般投資家に募集を行うもの。

投資信託の収益の分配については、その投資信託が公社債のみに投資を行うものである場合には利子所得に、公社債以外にも投資を行うものである場合には、配当所得に区分されます。さらに、その投資信託が公募である場合には、上場株式等の配当等として申告分離課税の対象となり、20.315%の税率で課税されます。

また、公募投資信託の償還・譲渡益は、上場株式等の譲渡損益として申告分離課税の対象となり、20.315%の税率で課税されますが、国外の市場で売却等をした場合に、その損失について配当所得との損益通算や損失の3年間の繰り越しができないことなどは、上場株式の場合の取扱いと同様です。

(6) 為替差損益の認識

■ 円建ての外国株式売買と外貨建ての株式売買で為替差損益の認識の方法が異なります。

外国の証券口座を通じて外国の株式等を売却する場合、株式取得時の為替レートを用いて円建ての取得価額を計算し、株式売却時の為替レートを使用して円建ての売却損益を計算することになり、この間の為替差損益は譲渡損益の中に反映されることになります。

これとは別に、保有していた外貨により外貨建てで株式等を購入する際及び株式等を売却して取得した外貨を円に転換する際にも、それぞれ外貨の取得から株式等を購入するまでの間及び株式等を売却して得た外貨を円に転換するまで間の為替差損益を認識する必要があり、この為替差損益は雑所得に区分されることになります。

為替の変動が大きい場合には、このような点について指摘されることもあるので併せて留意する必要があります。

3. まとめ

以上のとおり、国外の証券会社等を通じて金融資産を保有する場合には、国外財産調書にその明細を記載し提出する必要が生じる場合があるほか、原則的にその運用益などに源泉税が課されず、その申告方法も国内で保有する資産とは異なる取扱いがあることに注意し、保有する外貨から生ずる為替差損益等にも留意する必要があります。

そして、国際人事としては、海外赴任者は国外に金融資産を保有している可能性が高いと考えられるため、帰国する際などにこのような国外に保有する資産に関する申告などについて注意喚起する必要があります。

デロイトトーマツ税理士法人

グローバル エmployer サービス



シニアアドバイザー 飯塚 信吾

shingo.iizuka@tohatsu.co.jp

ニュースレター発行元

デロイトトーマツ税理士法人

グローバル エmployer サービス

email: deloitte.tax.ges@tohatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社並びにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に 1 万名以上の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、デロイトトウシュトーマツ リミテッド("DTTL")ならびにそのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数を含みます。DTTL(または"Deloitte Global")および各メンバーファーム並びにそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、東ティモール、ミクロネシア連邦、グアム、インドネシア、日本、ラオス、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、ニュージーランド、パラオ、バブアニューギニア、シンガポール、タイ、マーシャル諸島、北マリアナ諸島、中国(香港およびマカオを含む)、フィリピンおよびベトナムでサービスを提供しており、これらの各国および地域における運営はそれぞれ法的に独立した別個の組織体により行われています。

Deloitte (デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連する第一級のサービスを全世界で行っています。150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。"Making an impact that matters"を自らの使命とするデロイトの約 286,000 名の専門家については、(www.deloitte.com)をご覧ください。

本資料は皆様の情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事業に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事業をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2019. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001